

タイトル	年度末・年度始めの臨時日曜開庁について
担当課	市民環境部 市民課 担当：萩原 (電話：055-948-2901 内線：2110)

1 事業の目的

毎年3月下旬から4月上旬は、転入や転出などの手続きで窓口が大変混雑します。仕事などで平日に手続きができない人のために、臨時の窓口を開設します。

2 開庁日時

- (1) 令和8年3月29日（日）8時30分～12時まで
- (2) 令和8年4月5日（日）8時30分～12時まで

3 利用可能なお手続き

- (1) 住民票・戸籍証明書・印鑑登録証明書などの交付
- (2) 印鑑登録
- (3) 転入・転出・転居などの住民異動届
- (4) マイナンバーカードの交付受け取り（予約制）
- (5) マイナンバーカードの電子証明書の更新

4 オンライン申請でもっと便利に！

伊豆の国市から他市町村へ転出する場合は、「マイナポータル」を活用して手続きすると、伊豆の国市役所で手続きせず転入する市町村での手続きで住民異動の手続きが完了します。

※15歳以上で、日本国内の区市町村へ引っ越す人が対象です。

5 窓口予約システムでもっと時間を有効に！

各種手続き（住所変更、印鑑登録、マイナンバーカード（申請・電子証明書更新））の手続きは、窓口予約システムから予約することができます。

予約は6日前から登録することができます。

市HPや、伊豆の国市公式LINEから、ご検索ください。

6 平日も窓口予約システムでさらに時間を有効に！

窓口が混雑しますと、手続きに時間がかかります。優先的に受付を実施する体制を敷いておりますが、手続き完了までに相当な時間がかかる場合があります。

システムの導入により、手続き完了がインターネットやメールで確認できるようになりました。窓口でお伺いください。